

## 三重県事業承継ネットワークに係る専門家派遣実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、事業承継に向けた早期かつ計画的な準備や課題解決を目指す中小企業者等の派遣要請に応じて、専門的な知識、経験を有する専門家を派遣し、事業承継課題に応じた適切な診断・助言を行うことにより課題の解決を図り、中小企業者等の発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 本要領において「中小企業者等」とは、次の各号に掲げる者のうち、県内に主たる事務所または事業所を有する者とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者
- (2) その他、公益財団法人三重県産業支援センター理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める者

### (対象事業者)

第3条 本事業の対象となる事業者は、次の要件に該当する中小企業者等とする。

- (1) 事業承継に向けた早期かつ計画的な準備や課題解決を目指す意欲ある中小企業者等であること。

### (専門家の派遣申請)

第4条 前条に規定する中小企業者等のうち専門家による診断・助言を希望する者は、理事長に、専門家派遣申請書（様式1）を提出しなければならない。

### (派遣専門家の制限)

第5条 専門家は、次の各号の一に該当しない者とする。

- (1) 支援企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者
- (2) 支援企業および支援企業と資本関係にある企業に在籍する者
- (3) 支援企業との間で、継続して支援を受ける契約（顧問契約等）を結んでいる者

### (派遣期間)

第6条 支援企業に対する専門家派遣は、最終実施日を当該年度の2月28日までとする。

### (専門家の決定)

第7条 理事長は、専門家の派遣にあたっては、三重県事業承継ネットワークへ交付している専門家リストの内から適切と思われる専門家を選定して派遣することとする。

2 理事長は、専門家を決定したときは、専門家に診断・助言による支援依頼書（様

式2)により依頼するとともに、支援企業に専門家派遣決定通知書(様式3)をもって通知する。

3 専門家への謝金は支援1回あたり30,000円とする。

4 専門家への旅費は公益財団法人三重県産業支援センター(以下「支援センター」という。)の規定により算出した金額とする。

#### (支援企業、派遣専門家の責務)

第8条 支援企業は、専門家が効率的で効果的な支援を実施できるように環境整備に努めなければならない。

2 専門家は、支援企業の経営課題を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。

3 専門家派遣における1回の支援時間は概ね3時間とする。

4 専門家及び支援企業は、専門家派遣業務に関して理事長から報告等の求めがあったとき、または指示があった場合、速やかに対応しなければならない。

#### (決定事項の変更及び中止)

第9条 支援企業は、専門家派遣の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、ただちに公益財団法人三重県産業支援センター(以下「支援センター」という。)に対し、報告、相談しなければならない。

2 前項の報告、相談を受けた支援センターは、支援企業等に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

#### (派遣専門家の業務報告)

第10条 専門家は、支援企業等と打ち合わせを行い、速やかに支援予定表(様式4)を理事長に提出するものとする。

2 専門家は、各回の診断・助言を実施した後、速やかに支援業務報告書(様式5)を理事長に提出するものとする。

3 専門家は、診断・助言がすべて完了した後、速やかに支援業務総括報告書(様式6)を理事長に提出するものとする。

#### (派遣専門家の義務)

第11条 専門家は、専門家派遣業務により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

#### (支援企業の報告)

第12条 支援企業は、専門家による診断・助言がすべて完了した後、速やかに専門家派遣結果報告書(様式7)を理事長に提出するものとする。

#### (その他)

第13条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成30年5月14日から施行する。

## 専 門 家 派 遣 申 請 書

平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター 理事長 あて 専門家派遣事業による専門家の派遣を以下のとおり申請します。

企業名			
所在地	〒	T E L	
		F A X	
代表者名		資 本 金	万円
		創 業 年 月	年 月
業 種		従 業 員 数	(正社員) 人
			(パート) 人
連絡担当者	職 名 ・ 氏 名		
	T E L		
	e - m a i l		
コーディネーター、支援担当者との相談の結果、専門家に診断、助言してほしい内容 (具体的に記入のこと)			
専門家派遣を希望する時期、回数		月 ~ 月	回
※支援担当者使用欄	構 成 機 関 名		
	所 属 部 課 ・ 役 職		
	氏 名		
	T E L		
	e - m a i l		

三産支第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

## 専門家派遣による支援依頼書

公益財団法人三重県産業支援センターの専門家として、下記企業の事業承継課題について、診断・助言等の支援を依頼します。

記

企 業 名			
所 在 地	TEL		
	FAX		
代表者名	資本金	万円	
	創業年月	年	月
業 種 (いずれかに○)	商業・サービス業	従業員数	(正社員) 人
	製造業・その他		(非正規社員) 人
担 当 者 名	連絡先	TEL :	
		FAX :	
		E-mail :	
支 援 課 題			
実 施 時 期	月	～	月 計 回 (予定)
謝金等の額	謝金:1回30,000円 旅費:当センター規定により別途支給		

(1) 当センターからの支援依頼書により専門家としての支援することの可否について

以下まで報告してください。

連絡先：公益財団法人三重県産業支援センター

総合相談・経営支援課 事業承継調整チーム

T E L : 059-228-3171 FAX : 059-228-3800

E-mail : soudan@miesc.or.jp

- (2) 専門家は、支援企業、コーディネーター、支援担当者と支援計画の打合せを行い、速やかに支援予定表（様式4）を提出してください。
- (3) 専門家は、各回の診断・助言を実施した後、速やかに支援業務報告書（様式5）を提出してください。
- (4) 専門家は、診断・助言がすべて完了した後、速やかに支援業務総括報告書（様式6）を提出してください。

謝金等の支払いは派遣完了後、都度、支援業務報告書（様式5）並びに、最終回の場合は支援業務総括報告書（様式6）も併せて提出頂いた上で、当センターから振込みを行います。

三産支第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

## 専門家派遣決定通知書

平成 年 月 日付けで貴社から申請のあった専門家の派遣については、下記のとおり決定したので通知します。

記

派遣場所	
派遣専門家名	TEL :
診断・助言項目	
実施時期及び回数	～ 回

- (1) 専門家による診断・助言がすべて完了した後、速やかに専門家派遣結果報告書（様式7）を理事長に提出してください。
- (2) 上記の決定内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、ただちに公益財団法人三重県産業支援センターまで報告、相談して、指示に従ってください。
- (3) 専門家派遣は、同一年度内で完了するものとする。

## 支援予定表

平成    年    月    日

専門家の氏名： \_\_\_\_\_

支援企業名	
経営課題	

回数	年 月 日	診断・助言内容
回目		
回目		
回目		
回目		
回目		
備考		

※ 支援企業と支援担当者で支援計画の打合せを行い、速やかに提出してください。

※ 5回超となる場合は、本様式を重複して使用してください。

# 支援業務報告書

平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 あて

専門家の氏名： \_\_\_\_\_

支援企業名			
経営課題			
実施日		回数	回目
企業側対応者名			
実施した概要			

- ※ 診断・助言を1回行うたびに、1枚作成してください。
- ※ 診断・助言の資料、議事録等を別途作成している場合は、それを添付しても可。
- ※ 上記の範囲内で納まらない場合は本様式を重複して使用してください。

# 支援業務総括報告書

平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 あて

専門家の氏名： \_\_\_\_\_

支援企業名		回数 全 回
1 事業承継課題の分析		
2 助言・指導内容		
3 支援担当者によるフォローの方向		

- ※ 診断・助言がすべて完了した後、速やかに提出してください。
- ※ 上記の範囲内で納まらない場合は本様式を重複して使用してください。

## 専門家派遣結果報告書

平成 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 あて

支援企業名： \_\_\_\_\_

派遣専門家氏名	
---------	--

派遣を受けた日時	支援を受けた内容
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	
年 月 日 : ~ :	

◆ 専門家派遣を受けた成果、今後の活用方針を記入してください。

  
  
  
  
  
  
  
  
  
  

◆ 三重県産業支援センターに対する要望等

  
  
  
  
  
  
  
  
  
  

※ 専門家による診断・助言がすべて完了した後、速やかに提出してください。  
 ※ 5回超となる場合は、本様式を重複して使用してください。

本要領第10条に規定する決定事項の変更及び中止が生じたとき、軽微な変更は口頭等による指示などで対応が可能である。

しかし、派遣の中止や派遣回数が増減などの変更は、専門家謝金等の額に影響を与えるため、文書による変更手続きを取ることが望ましい。その場合の様式例を次のとおり示すので、必要に応じて改変して利用すること。

様式例

三産支第 号  
平成 年 月 日

(支援企業あて)  
(派遣専門家あて) 様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

## 専門家派遣に係る変更決定通知書

平成 年 月 日三産支第 号により専門家派遣の決定（支援依頼）した事項について下記のとおり変更決定したので通知します。

記

変 更 前	変 更 後